

避難計画の充実化に向けた対応の整理等について

令和5年3月29日
浜岡地域原子力防災協議会
作業部会

浜岡地域において、原子力災害時に対応すべき主な事項の整理・検討の現状等は以下のとおり。

I. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応1. 初動対応

- ✓ 警戒事態及び施設敷地緊急事態での職員配置計画（参集体制）の整理。

2. 住民への情報伝達

- ✓ 住民への情報伝達手段及び一時集合場所等の職員との連絡手段の整理。
・令和4年度から避難情報発信・集約システムの構築開始

3. 医療機関及び社会福祉施設の入所者の避難

- ✓ 受入施設のマッチングが必要。
- ✓ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、避難に必要な体制が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避を実施。
・屋内避難施設（入院型）7施設整備済
・令和3年度は、社会福祉施設向け計画策定ガイドライン等を策定
令和4年度は、説明会等を通じて対象施設に周知
・対象施設の避難計画病院1／1、社会福祉施設38／58作成済

4. 在宅の避難行動要支援者の避難

- ✓ 支援者の同行により避難可能な者は避難先へ移動。
- ✓ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、避難に必要な体制が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避を実施。
・屋内避難施設（参集型）15施設整備済
・放射線防護施設への搬送用福祉車両（40台）の配備（中部電力）

5. 学校・保育所の児童等の避難

- ✓ 警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で、児童等の保護者への引き

渡しを実施。保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。

6. その他の要避難者への対応

- ✓ 安定ヨウ素剤禁忌者や一時滞在者等の対応について要整理。

7. 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- ✓ 想定対象人数及び必要車両の種類（バス、ストレッチャー車、車いす仕様）・台数の把握が必要。

8. 施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- ✓ 自治体や社会福祉施設等において保有する車両の他、バス会社や電力事業者等の協力により必要な輸送能力を確保。
 - ・平成 31 年 3 月 19 日 静岡県バス協会と原子力災害時の輸送支援協定締結
 - ・バス協会会員事業者バス台数：2,414 台、輸送能力：132,691 人
 - ・平成 24 年 10 月 1 日 静岡県レンタカー協会と災害時の車両調達協定締結

Ⅱ. P A Z 内の全面緊急事態における対応

1. 住民の避難

- ✓ 全面緊急事態になった時点で、御前崎市及び牧之原市の P A Z 内の住民は避難を開始。
- ✓ 自家用車で避難する住民は、自家用車により避難。自家用車での避難が困難な住民は、一時集合場所に集合し、バスにより避難先へ移動。

2. 全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- ✓ 自家用車での避難が困難な住民の人数の把握（試算）が必要。
- ✓ 自治体等において保有する車両の他、バス会社や電力事業者等の協力により必要な輸送能力を確保。
 - ・平成 31 年 3 月 19 日 静岡県バス協会と原子力災害時の輸送支援協定締結
 - ・バス協会会員事業者バス台数：2,414 台、輸送能力：132,691 人
 - ・平成 24 年 10 月 1 日 静岡県レンタカー協会と災害時の車両調達協定締結

3. 避難先施設までの主な経路

- ✓ 予め設定された避難経路で避難。自然災害等で避難経路が使用できない場合を想定し、代替経路も設定。避難経路の設置。

- ✓ 住民の車両避難の円滑化のため、交通整理・誘導等の対策を実施。
- ・ 主な避難経路として、東名高速、新東名高速、国道1号、国道150号、国道473号による避難を計画。

Ⅲ. UPZ内における対応

1. 一時移転等に備えた関係者の対応

- ✓ 全面緊急事態になった時点で、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始。
- ✓ 原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づく一時移転等に備えた情報伝達体制等を整備。
- ・ 令和4年度から避難情報発信・集約システムの構築開始

2. 住民の一時移転等

- ✓ 国と関係自治体が、避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制等の調整を行った上で一時移転等を開始。

3. 医療機関・社会福祉施設の防護措置

- ✓ 全面緊急事態になった時点で、屋内退避を実施し、一時移転等の準備を開始。
- ✓ 事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は、適切な搬送体制が整ってから、一時移転等を実施。
- ✓ 避難先は、静岡県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、各施設及び避難元市町が受入要請を行う。準備整い次第一時移転等を実施。
- ・ 令和3年度は、社会福祉施設向け計画策定ガイドライン等を策定
- ・ 令和4年度は、説明会等を通じて対象施設に周知

4. 在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ✓ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ✓ 支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等が必要となった際には、避難先への一時移転等を実施。
- ・ 屋内避難施設（参集型）4施設整備済

- ・放射線防護施設への搬送用福祉車両（20台）の配備（中部電力）

5. 学校・保育所の児童等の防護措置

- ✓ 警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で、児童等の保護者への引き渡しを実施。引き渡しができない児童等は学校等で屋内退避を実施。
- ✓ 事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は、職員とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。

6. 輸送能力の確保

- ✓ 自治体や社会福祉施設等において保有する車両の他、バス会社や電力事業者等の協力により必要な輸送能力を確保。
 - ・平成31年3月19日 静岡県バス協会と原子力災害時の輸送支援協定締結
 - ・バス協会会員事業者バス台数：2,414台、輸送能力：132,691人
 - ・平成24年10月1日 静岡県レンタカー協会と災害時の車両調達協定締結

以上

静岡県原子力防災訓練の実施結果

(原子力安全対策課)

1 要 旨

県と原子力災害対策重点区域にかかる 11 市町が主催し、静岡県地域防災計画(原子力災害対策編)、浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく総合的な訓練を、1 月 31 日及び 2 月 4 日に実施した。

1 月 31 日の図上訓練では、原子力防災センター等を会場に、事故の状況や緊急時モニタリングの結果から防護措置(避難、一時移転等)の決定やその実施について訓練を行った。2 月 4 日の実動訓練では、住民参加による避難退域時検査場所の運営訓練、避難経路所の運営訓練、医療機関が参加する原子力災害医療訓練等を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、図上訓練は 2 年ぶり、実動訓練は 3 年ぶりの実施となった。

2 訓練の概要

(1) 図上訓練

ア 日程 令和 5 年 1 月 31 日(火) 8 時 30 分から 16 時 00 分まで

イ 会場 原子力防災センター(牧之原市)、県危機管理センター、各市町庁舎等

ウ 訓練参加 国・県・関係 11 市町・中部電力(株)等 59 機関 215 名

エ 訓練内容

①原子力災害合同対策協議会活動訓練、②緊急時モニタリング訓練、③県及び関係市町本部運営訓練

オ 訓練の成果と課題

【成果】

- ・原子力防災センターにおいて、国、県、関係市町及び関係機関から派遣された要員が共同して活動することにより相互の連携が深まった。
- ・原子力災害の各段階に応じて、国、県、関係市町及び避難先自治体と情報の受伝達・受入可否の確認等を行い、災害時に必要な情報の確認や、情報のやり取りの手順の確認をすることができた。
- ・避難住民等の輸送支援に関する協定を締結している静岡県バス協会と情報受伝達訓練を実施し、協定の運用方法を確認・検証できた。

【課題】

- ・避難等防護措置の決定や実施における国、県、市町及び合同対策協議会の役割をより明確にするとともに、その連携を強化する必要がある。
- ・住民の避難状況の正確・迅速な情報把握の手法構築が必要である。

(2) 実動訓練（避難退域時検査場所運営訓練等）

- ア 日程 令和5年2月4日（土）8時30分から12時00分まで
- イ 会場 新東名高速道路浜松SA（下り）、浜松市渚園、市立御前崎総合病院、
県立総合病院、牧之原市地頭方原子力防災センター等
- ウ 訓練参加 住民約370名、関係機関約430名、計800名
関係機関：自衛隊、県警察本部、市立御前崎総合病院、県立総合病院、
浜松医科大学附属病院、中部電力（株）等23機関
- エ 訓練内容 ①住民避難訓練、②避難退域時検査場所運営訓練、③避難経路所運営
訓練、④原子力災害医療訓練、⑤住民向け原子力防災講座等
- オ 訓練の成果と課題

【成果】

- ・例年の平日開催を土曜日開催にしたことなどから、近年では最多の住民参加数となった。また、他市町に避難を計画している全ての市町（10市町）からの住民参加は初めて。
- ・3年ぶりに住民避難を含む実動訓練を実施し、避難退域時検査等の住民避難に係わる手順を確認することができた。
- ・新型コロナウイルス感染症流行下において、国の提示するガイドライン等に基づき訓練を実施することで、実地による感染防護対策を確認することができた。
- ・浜松市渚園における避難経路所運営訓練においては、作成中の運営マニュアルに基づき、受付から避難所案内、移動バスへの乗車までの一連の流れを住民参加により検証できた。

【課題】

- ・広域避難の実効性向上のため、県外避難先での訓練実施を検討する必要がある。
- ・住民理解の促進を図るため、幅広い年齢層の住民の訓練参加を促す必要がある。

(3) 訓練の様子



【図上訓練】 原子力災害合同対策協議会等活動訓練



（左：合同対策協議会、右：OFC機能班）



【実動訓練】 避難退域時検査場所運営訓練



避難経路所運営訓練